

建設リサイクル法 届出書記載手引き

令和7年3月改訂

名古屋市住宅都市局 建築指導部 建築指導課

建築物環境指導担当

電話：052-972-2924（直通） ファックス：052-972-4159

受付場所：住宅都市局 建築指導部 建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

受付時間：令和7年4月から建築指導課の受付時間を変更させていただきます。

午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後3時30分まで

建築工事に関するもので建築指導課への提出分については、電子申請を開始しましたので是非ご利用ください。



名古屋市 建設リサイクル法ホームページ

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000009495.html>

I：建設リサイクル法の届出書の記載の手引き

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事など以下の対象建設工事を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに対象建設工事に関する届出が必要となります。

- 1) 建築物の解体工事で床面積の合計が 80 m²以上のもの
- 2) 建築物を新築、増築する部分の床面積の合計が 500 m²以上のもの
- 3) 建築物を大規模な修繕又は模様替え等をする場合で、その工事の請負金額が 1 億円以上のもの
- 4) 建築物以外の工作物を新築又は解体する場合で、その工事の請負金額が 500 万円以上のもの

届出書の提出部数は 1 部です。控えが必要な場合は、事前にコピーをとるなどして持参してください。

◆建築物の解体工事で床面積の合計が 80 m²以上のもの

- 1) 届出書（建設リサイクル法施行規則第一号様式）
- 2) 分別解体等の計画等（建設リサイクル法施行規則第一号様式 別表第 1）
- 3) 委任状（※発注者等に代わって代理者が届け出る場合に必要）
- 4) 解体工事業の登録又は建設業法の許可を受けた書類の写し
- 5) 付近見取図
- 6) 対象建築物の写真（立面図等の図面でも可）
- 7) 工程表（※できるだけ別紙の添付とし、作業内容ごとの施工日程等を示してください）

◆建築物を新築、増築する部分の床面積の合計が 500 m²以上のもの、 建築物の修繕又は模様替え等をする場合で、その工事の請負金額が 1 億円以上のもの

※特定建設資材を使用しない修繕や模様替えは届出の必要はありません。

- 1) 届出書（建設リサイクル法施行規則第一号様式）
- 2) 分別解体等の計画等（建設リサイクル法施行規則第一号様式 別表第 2）
- 3) 委任状（※発注者等に代わって代理者が届け出る場合に必要）
- 4) 建設業法の許可を受けた書類の写し
- 5) 付近見取図
- 6) 各階平面図又は立面図
- 7) 工程表（※できるだけ別紙の添付とし、作業内容ごとの施工日程等を示してください）

◆建築物以外の工作物を新築又は解体する工事等で請負金額が 500 万円以上のもの

※特定建設資材を使用しない工事は届出の必要はありません。

- 1) 届出書（建設リサイクル法施行規則第一号様式）
- 2) 分別解体等の計画等（建設リサイクル法施行規則第一号様式 別表第 3）
- 3) 委任状（※発注者等に代わって代理者が届け出る場合に必要）
- 4) 建設業法の許可を受けた書類の写し
- 5) 付近見取図
- 6) 平面図、詳細図又は立面図（解体工事にあっては、写真でも可）
- 7) 工程表（※できるだけ別紙の添付とし、作業内容ごとの施工日程等を示してください）

※特定建設資材とは、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート

※ 2 種類以上の対象建設工事を同一契約で行う場合は、一通にまとめて届け出ても結構です。
その場合には、届出書にそれぞれの対象建設工事で必要な図書等を添えて届け出てください。

Ⅱ：届出書等の記載の基本的事項

万年筆、ボールペン等の筆記具又はプリンターによる印字により記載してください。鉛筆やフリクションペン等、消せるものは使用しないでください。

Ⅲ：届出書（様式第1号）記入手引

- 年月日
届出の当日となります。工事に着手する日の7日前までです。
- 届出書のあて先
名古屋市長となります。名古屋市内の工事は愛知県知事があて先ではありません。
- 届出者（発注者又は自主施工者）の氏名
個人の場合は氏名、法人の場合は名称及び役職名、代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を記入してください。（※押印の必要はありません。）
- 住所・郵便番号・電話番号
個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地・郵便番号・電話番号をそれぞれ記入してください。
注）工事中に転居する場合は、転居先の住所・郵便番号・電話番号を併記してください。

1. 工事の概要の欄

①工事の名称

例）・〇〇町 解体工事 ・〇〇町 新築工事

注）工事名称に「〇〇様邸」等、個人が特定できるような名称は避けていただくをお願いします。

②工事の場所

地名地番を記入してください。ただし、地名地番はすべてでなく工事場所を代表するもので構いません。当該対象建設工事が名古屋市と他の行政庁の区域にまたがる場合は、それぞれの行政庁の工事場所の代表地名地番を記入してください。

③工事の種類及び規模

該当する対象建設工事の種類に「レ」を付してください。（又は口を■としても構いません。以下同様）また、該当する工事の、用途、階数、工事対象床面積又は請負代金の額をそれぞれ記入してください。請負代金の額には消費税及び地方消費税の額を含みます。

例）一つの契約で100㎡の建築物を解体した後、600㎡の建築物を新築する場合は二ヶ所に「レ」を付してください。

- 建築物に係る解体工事
 - 建築物に係る新築又は増築の工事
 - 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
 - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④請負・自主施工の別は、該当するどちらかの方法に「レ」を付してください。

（※自主施工とは、発注者が自ら工事を行うものをいいます。）

2. 元請業者の欄

請負契約により施工する場合の記載は以下によります。なお、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要です。

① 氏名・郵便番号・電話番号

法人の場合の氏名の欄は、名称及び役職名、代表者の氏名を記入してください。（契約の権限が支社長などに委任されている場合は支社長名でも構いません）。また、カタカナで振り仮名を記入してください。また、法人の場合の郵便番号・電話番号は、主たる営業所（本社・本店など）を記入してください。

② 住所

法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入してください。

③ 許可番号（登録番号）

建設業の許可又は解体工事業の登録のいずれか該当する方の必要事項を記入してください。建設業許可の場合は、国土交通大臣の場合又は許可を受けた都道府県名を記載し、大臣又は知事のいずれかに「シ」を付してください。

建設業許可番号（許可番号の右に、許可を受けている業種のうち、該当する業種を記入）、当該現場の主任技術者（監理技術者）の氏名を記入してください。

解体工事業登録の場合は、当該解体業者の登録をした都道府県名、解体工事業登録の番号、当該現場の技術管理者氏名を記入してください。（名古屋市内の物件においては、愛知県知事の登録を受けていないと解体工事を請け負うことができません。）

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定により説明を受けた年月日欄

発注者が、元請業者から分別解体等及び再資源化等に関する事項の説明を受けた日の年月日を記入してください。

ただし、請負契約によらないで自ら施工する場合は不要です。

4. 分別解体等の計画等の欄

届出に係る工事において、該当する対象建設工事に応じて、別表1～3に必要事項を記載し添付してください。なお、複数の対象建設工事がある場合は、それぞれ該当する別表を添付してください。

5. 工程の概要の欄

対象建設工事の着手年月日、完了年月日（分別解体等が完了する日）及び工種、工種ごとの施工順序、工種ごとの施工日程、全体工事日程等を記入して別紙として添付してください。

※工事着手予定日

届出提出日から7日経過日以降の日付を記入してください。

例) 9月1日に着工予定であれば、8月25日以前に届け出る必要があります。

8/24 (火)	8/25 (水)	8/26 (木)	8/27 (金)	8/28 (土)	8/29 (日)	8/30 (月)	8/31 (火)	9/1 (水)
8日前	7日前 (届出期限)	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日 (着工日)

Ⅳ：届出書別表（分別解体等の計画等）記入手引

1. 建築物に係る解体工事

（１）建築物の構造

解体する建築物の構造別に該当する口欄に「レ」を付してください。2種以上の構造の場合に該当するそれぞれの構造の口欄に「レ」を付してください。

（２）建築物に関する調査の結果

解体する建築物、建築物の部分、建築物の位置、敷地等の現状について調査した結果を、各事項ごとに具体的に記入してください。

<建築物の状況>

解体する建築物の築年数、棟数等を記入してください。

<周辺状況>

解体する建築物の敷地の周辺の状況について記入してください。

具体的には、周辺にある施設、敷地境界との最短距離、その他隣接地の土地の様子（駐車場、農地、河川敷、道路など）、隣接地の建築物の有無（有の場合は、その主たる用途）等を記入してください。

（３）建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

解体する建築物、建築物の部分、建築物の位置、敷地等の現状についての調査に基づく工事着手前の措置を具体的に記入してください。

<作業場所>

調査の結果の欄に作業場所が「十分」か「不十分」かを記入してください。作業場所が十分に確保できない場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

例）・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する

- ・作業場所を確保するために立木の除去を行う
- ・着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する など

注）作業場所を確保するために立木の除去を行う場合で、風致地区など緑化に関する規制等がある場合は、それらの所管に事前に問い合わせる必要があります。

<搬出経路>

調査の結果の欄に障害物の有無、前面道路の幅員、通学路の有無について記入してください。排出経路に問題がある場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

例）・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する

- ・道路との段差があるため仮設スロープをつくる
- ・前面道路の幅員が狭いため2tトラックにて搬出する など

<残存物品>

調査の結果の欄に、一般ごみ等の残存物品の有無について記入してください。残存物品がある場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

例）・残存物品については発注者が工事着手前までに適正に処理する など

＜特定建設資材への付着物＞

調査の結果の欄に、付着物（石綿以外の有害物質に限る）の有無について記入してください。付着物がある場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

- 例）・PCB 使用機器は、解体する前に除去した後に管理保管する**
・隣地に対して、飛散防止をする

＜他法令関係＞

・石綿

調査の結果の欄に、石綿等の有無について記入してください。「有」にチェックを記入した場合には、特定建設資材への付着の有無も併せて記入してください。石綿等がある場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

- 例）・近隣対策及び関係法令届出済**
・石綿の適正処理対策の実施
・石綿作業主任者を選任済
・スレート等は原形のまま取り外し、切断等を伴う場合は湿潤化する など

・フロン

調査の結果の欄に、フロン(フロン排出抑制法)に該当するフロンの有無について記入してください。(例：業務用のエアコン等)
 フロンがある場合は、措置の内容の欄に具体的な対策を記入してください。

- 例）・専門業者にフロン回収を依頼する など**

＜その他＞

上記の内容以外で特記すべきものがあれば記入してください。

（４）工程ごとの作業内容及び解体方法

各工程において作業内容欄及び分別解体等の方法欄で該当する口欄に「し」を付してください。

① 建築設備・内装材等

この工程における分別解体等は、手作業で行わなければなりません。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上手作業が困難な場合は、手作業及び機械による作業によることができますが、その場合はその理由を記入してください。

注) 機械併用の理由として工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められません。

建築設備には、原則として軒樋、豎樋等は含まず、受水槽や室内の建築設備を対象とします。また、軒樋、豎樋等は外装材として取り扱ってください。

② 屋根ふき材

この工程における分別解体等は、手作業で行わなければなりません。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工技術上手作業が困難な場合は、手作業及び機械による作業によることができますが、その場合はその理由を記入してください。

瓦等が存在しない場合、屋根ふき材の取り外しは「無」とすることも可能です。

- 例) 屋根版の腐朽、トタン屋根のため滑りやすいなど屋根上での作業に危険が伴う場合。(機械併用の場合)**

注) 機械併用の理由として工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められません。

- ③ 外装材・上部構造部分
外装材及び上部構造部分の取り壊しの有無、分別解体等の方法について「レ」を付してください。
- ④ 基礎・基礎ぐい
基礎及び基礎ぐいの取り壊しの有無、分別解体等の方法について「レ」を付してください。
- ⑤ その他
その他の取り壊し工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程を記入してください。

例) 外構工事 など

(5) 工事の工程の順序

工事の工程の順序について該当する口欄に「レ」を付してください。

建築物を解体する場合の工程の順序は、施行規則第2条第3項で定められており、原則、これによらなければなりません。建築物の構造上その他解体工事の施工技術上困難な場合は、その工程及び理由を明確に記入してください。

例)・複数の工程を同時に行わなければならないため

(6) 内装材に木材が含まれる場合

建築設備・内装材等の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外しについて該当する口欄に「レ」を付してください。

建築物を解体する場合の内装材に木材が含まれる場合には、施工規則第2条第4項により、木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外すことが定められており、原則、これによらなければなりません。建築物の構造上、その他解体工事の施工技術上困難な場合は、その工程及び理由を明確に記入してください。

例)・接着剤で頑丈に貼り付けてあるため取り外しが困難

(7) 建築物に用いられた建設資材の量の見込み

建築物に用いられた建設資材について、特定建設資材だけでなく全ての資材について記入してください。したがって、「廃棄物発生見込量」欄の合計の数量以上となります。数量については四捨五入による整数表示で構いません。

(8) 廃棄物発生見込量

「種類欄」は、発生する特定建設資材廃棄物の該当する口欄に「レ」を付してください。

「量の見込み欄」は、特定建設資材廃棄物の種類ごとに発生する数量（見込み）を記入してください。

「発生が見込まれる部分」欄は、特定建設資材廃棄物が発生する工事工程（①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他）の該当する口欄に「レ」を付してください。なお、見込み数量は、四捨五入による整数表示で構いません。

注) コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれます。

2. 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

（１）使用する特定建設資材の種類

新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）する建築物において、使用する特定建設資材の種類別に該当する口欄に「レ」を付してください。2種以上の特定建設資材を使用する場合は該当するそれぞれの種類の口欄に「レ」を付してください。なお、発生する特定建設資材廃棄物ではなく、使用する特定建設資材が対象であることに注意してください。

（２）建築物に関する調査の結果

新築工事等する建築物、建築物の部分、建築物の位置、敷地等の現状について調査した結果を、各事項ごとに具体的に記入してください。

＜1.建築物に係る解体工事＞を参考に記入してください。

（３）建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

＜1.建築物に係る解体工事＞を参考に記入してください。

（４）工程ごとの作業内容

各工程において作業内容欄で該当する口欄に「レ」を付してください。

なお、造成等の工事が対象建設工事に該当する場合は、別表3の添付が必要です。

（５）廃棄物発生見込量

「種類」欄は、発生する特定建設資材廃棄物の該当する口欄に「レ」を付してください。

「量の見込み欄」は、特定建設資材廃棄物の種類ごとに発生する数量（見込み）を記入してください。

「使用する部分又は発生が見込まれる部分」欄は、特定建設資材が使用される部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工事工程（①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他）の該当する口欄に「レ」を付してください。なお、見込み数量は、四捨五入による整数表示で構いません。

注）コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれます。

3. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

（１）工作物の構造

工作物を解体する場合のみ、構造別に該当する口欄に「レ」を付してください。2種以上の構造の場合に該当するそれぞれの構造の口欄に「レ」を付してください。

（２）工事の種類

対象建設工事の種別及びその対象建設工事を行う主たる工事種別のそれぞれ該当する口欄に「レ」を付してください。その他の欄に「レ」を付した場合は、カッコ内に具体的な工作物の種類を記入してください。

（３）使用する特定建設資材の種類

新築・維持・修繕工事をする工作物において、使用する特定建設資材の該当する口欄に「レ」を付してください。2種以上の特定建設資材を使用する場合は、該当するそれぞれの特定建設資材の口欄に「レ」を付してください。

(4) 工作物に関する調査の結果

新築工事等又は解体する工作物、工作物の部分、工作物の位置、設置場所の土地等の現状について調査した結果を、各事項ごとに具体的に記入してください。

<工作物の状況>

工作物を解体する場合にあっては築年数等を記入してください。解体する工作物が複数の場合は、その旨を記入してください。工作物の新築等は敷地の状況などを記入してください。

- 例)・本体建設工事は工事中である。**
- ・ 築〇〇年、躯体の一部に破損あり。
 - ・ 既設のアスファルトコンクリート有り 築 10 年
 - ・ 更地であるなど

<周辺状況>

<1. 建築物に係る解体工事>を参考に記入してください。

(5) 工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

<1.建築物に係る解体工事>を参考に記入してください。

(6) 工程ごとの作業内容及び解体方法

各工程において作業内容欄及び分別解体等の方法欄で該当する口欄に「レ」を付してください。工作物を解体する場合には、各工程において分別解体等の方法欄で該当する口欄に「レ」を付してください。

(7) 工事の工程の順序

工作物を解体する場合のみ、工事の工程の順序について該当する口欄に「レ」を付してください。工作物を解体する場合の工程の順序は、施行規則第2条第4項で定められており、原則、これによらなければなりません。工作物の構造上その他解体工事の施工技術上困難な場合は、その工程及び理由を明確に記入してください。

- 例)・複数の工程を同時に行わなければならないため。**

(8) 工作物に用いられた建設資材の量の見込み

工作物を解体する場合のみ、発生する全ての建設廃棄物について記入してください。数量については四捨五入による整数表示で構いません。

(9) 廃棄物発生見込量

「種類欄」は、発生する特定建設資材廃棄物の該当する口欄に「レ」を付してください。
 「量の見込み欄」は、特定建設資材廃棄物の種類ごとに発生する数量（見込み）を記入してください。
 「発生が見込まれる部分又は使用する部分」欄は、特定建設資材が使用される部分及び特定建設資材廃棄物が発生する工事工程（①仮設 ②土工事 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体附属品 ⑥その他）の該当する口欄に「レ」を付してください。なお、見込み数量は、四捨五入による整数表示で構いません。

注) コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれます)。